

神戸市立海づり公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第71号

神戸市立海づり公園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立海づり公園条例施行規則（昭和51年4月規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行為の禁止) 第3条 条例 <u>第8条第6号</u> に規定する公園の管理上支障がある行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。 (1)～(6) [略] (7) 釣り人1人につき4本以上の釣り糸を用いて行う釣り行為 (8)～(11) [略]	(行為の禁止) 第3条 条例 <u>第8条第7号</u> に規定する公園の管理上支障がある行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。 (1)～(6) [略] (7) 釣り人1人につき4本 <u>(海洋放牧場にあつては、2本)</u> 以上の釣り糸を用いて行う釣り行為 (8)～(11) [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。